

令和7年度 富山市交通安全推進計画 新旧対照表

令和6年度 富山市交通安全推進計画	令和7年度 富山市交通安全推進計画（案）
目次	目次
1 推進計画の考え方	1 推進計画の考え方
2 令和5年における交通事故の状況	2 令和 <u>6</u> 年における交通事故の状況
（1）全般状況	（1）全般状況
（2）富山市における近年の交通事故の特徴	（2）富山市における近年の交通事故の特徴
3 交通安全推進の方向	3 交通安全推進の方向
（1）交通安全教育	（1）交通安全教育
（2）広報・啓発活動	（2）広報・啓発活動
（3）交通安全運動	（3）交通安全運動
4 推進期間	4 推進期間
5 交通安全推進計画の推進項目・事項	5 交通安全推進計画の推進項目・事項
（1）こどもと高齢者の交通事故防止	（1）こどもと高齢者の交通事故防止
（2）運転者等総合対策	（2）運転者等総合対策
（3）自転車等の安全利用の推進	（3）自転車等の安全利用の推進
（4）全座席シートベルト着用の推進	（4）全座席シートベルト着用の推進
（5）飲酒運転の根絶	（5）飲酒運転の根絶
6 各種交通安全運動	6 各種交通安全運動
（1）年間を通じて行う運動	（1）年間を通じて行う運動
（2）期間を定めて行う運動	（2）期間を定めて行う運動
（3）日を定めて行う運動	（3）日を定めて行う運動
（4）その他(交通死亡事故多発に伴う緊急対策)	（4）その他(交通死亡事故多発に伴う緊急対策)
7 推進上の留意事項	7 推進上の留意事項
8 関係機関・団体の主な活動	8 関係機関・団体の主な活動
9 月別主要業務・行事予定	9 月別主要業務・行事予定

令和 6 年度 富山市交通安全推進計画	令和 7 年度 富山市交通安全推進計画（案）
1 0 月別広報重点 （資 料） 富山市内の交通事故・道路交通環境の推移 令和 6 年 交通安全年間スローガン 1 推進計画の考え方 道路交通法の一部改正により、令和 5 年 4 月から、全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。しかし、警察庁の全国調査で県内における自転車乗車時のヘルメットの着用率は、令和 5 年において、10.3%と全国平均を 3.2 ポイント下回っており、着用の必要性・効果に関する理解の促進などの周知啓発に継続し取り組んでまいります。 さらに、「特定小型原動機付自転車」などの、新しいモビリティについても安全利用や交通ルールの周知などの対応が必要であります。 また、一般社団法人日本自動車連盟（J A F）が行った調査によると、県内における歩行者が信号機のない横断歩道を渡ろうとしている状況で一時停止した車の割合は、令和 5 年において 50.0%となり、全国平均（45.1%）を初めて上回りました。しかしながら、いまだ半分の車が停止していない状況にあるため、引き続き県警察や関係団体とも連携し、横断歩道における交通ルールやマナーの定着に向けた施策を推進してまいります。	1 0 月別広報重点 （資 料） 富山市内の交通事故・道路交通環境の推移 令和 <u>7</u> 年 交通安全年間スローガン 1 推進計画の考え方 道路交通法の一部改正により、令和 5 年 4 月から、自転車利用者<u>の乗車用ヘルメットの着用が努力義務となり、令和 6 年 1 1 月からは、自転車運転中の「ながらスマホ」の罰則強化、「酒気帯び運転」の罰則新設が行われました。さらに、令和 8 年には、自転車の交通違反に対する交通反則通告制度（「青切符」制度）の導入が予定されており、自転車の運転に関する正しい交通ルールの普及に努める必要があります。</u> また、一般社団法人日本自動車連盟（J A F）が<u>令和 6 年</u>に行った調査によると、県内における歩行者が信号機のない横断歩道を渡ろうとしている状況で一時停止した車の割合は、<u>前年より低下し 31.6%</u>となり、全国平均を <u>21.4 ポイント下回る結果となりました。運転者における歩行者優先意識の向上を図り、また、歩行者に対して自らの安全を守るための交通行動を促す必要があります。</u>

令和 6 年度 富山市交通安全推進計画

本推進計画は、これら諸般の状況等を踏まえ、交通安全に関する取組を市民に周知するとともに、「富山市交通安全対策協議会」を構成する関係機関・団体をはじめとする交通安全関係者の主体的な活動と相互のネットワークを一層強固なものとするため、本市における交通安全啓発活動の指針としてまとめたものです。

また、本計画は、県及び県交通対策協議会で作成された「令和 6 年度富山県交通安全推進計画」に基づき、本市における事故状況や交通を取り巻く諸条件も考慮して策定したものです。

2 令和 5 年における交通事故の状況

(1) 全般状況

本市における人身事故件数は 3, 7 6 2 件を数えた平成 1 3 年以降は減少傾向で推移していましたが、直近 2 年は増加傾向にあり、令和 5 年中の件数は前年より 6 件多い 9 3 5 件となっております。

負傷者数は 1, 0 4 3 人で前年より 6 人減少しましたが、死者数は 1 1 人で前年より 2 人増加しており、うち高齢者は 7 人と前年同数であったものの全体の 6 割以上を占めることから、大変憂慮すべき状況が続いております。

死者の状態別では、歩行中が前年より 2 人減の 3 人、自転車乗車中は 1 人増の 2 人となっています。また、自動車乗車中は前年より 3 人増の 6 人となっています。

令和 7 年度 富山市交通安全推進計画（案）

本推進計画は、これら諸般の状況等を踏まえ、交通安全に関する取組を市民に周知するとともに、「富山市交通安全対策協議会」を構成する関係機関・団体をはじめとする交通安全関係者の主体的な活動と相互のネットワークを一層強固なものとするため、本市における交通安全啓発活動の指針としてまとめたものです。

また、本計画は、県及び県交通対策協議会で作成された「令和 7 年度富山県交通安全推進計画」に基づき、本市における事故状況や交通を取り巻く諸条件も考慮して策定したものです。

2 令和 6 年における交通事故の状況

(1) 全般状況

本市における人身事故件数は 3, 7 6 2 件を数えた平成 1 3 年以降は減少傾向で推移し、令和 6 年中の件数は前年より 5.5 件 少ない 8.8 0 件となっております。また、負傷者数は 1, 0 2.5 人で前年より 1.8 人減少しました。

死者数は 7 人で前年より 4 人 減少したものの、うち高齢者は 5 人と全体の 7 割以上を占めることから、大変憂慮すべき状況が続いております。

死者の状態別では、歩行中が前年より 2 人増 の 5 人、自動車乗車中は前年より 4 人減 の 2 人となっています。

令和 6 年度 富山市交通安全推進計画

① 人身事故件数 (件)

区 分	富 山 市	富 山 県	全 国
令和 5 年	935	1,878	307,930
令和 4 年	929	1,953	300,839
増減 (前年比)	6 (0.6%)	△75 (△3.8%)	△7,091 (△2.4%)

② 負傷者数 (人)

区 分	富 山 市	富 山 県	全 国
令和 5 年	1,043	2,108	365,595
令和 4 年	1,049	2,202	356,601
増減 (前年比)	△6 (△0.6%)	△94 (△4.3%)	8,994 (2.5%)

③ 死者数 (人)

区 分	富 山 市		富 山 県		全 国	
		内高齢者		内高齢者		内高齢者
令和 5 年	11	7 (63.6%)	31	18 (58.1%)	2,678	1,466 (54.7%)
令和 4 年	9	7 (77.8%)	34	22 (64.7%)	2,610	1,471 (56.4%)
増減 (前年比)	2 (22.2%)	0 (0.0%)	△3 (△8.8%)	△4 (△18.2%)	68 (2.6%)	△5 (△0.3%)

令和 7 年度 富山市交通安全推進計画 (案)

① 人身事故件数 (※令和 6 年の数値は、暫定値です。)(件)

区 分	富 山 市	富 山 県	全 国
令和 6 年	880	1,858	290,792
令和 5 年	935	1,878	307,930
増減 (前年比)	△55 (△5.9%)	△20 (△1.1%)	△17,138 (△5.6%)

② 負傷者数 (※令和 6 年の数値は、暫定値です。)(人)

区 分	富 山 市	富 山 県	全 国
令和 6 年	1,025	2,130	343,756
令和 5 年	1,043	2,108	365,595
増減 (前年比)	△18 (△1.7%)	22 (1.0%)	△21,839 (△6.0%)

③ 死者数 (※令和 6 年の数値は、暫定値です。)(人)

区 分	富 山 市		富 山 県		全 国	
		内高齢者		内高齢者		内高齢者
令和 6 年	7	5 (71.4%)	22	16 (72.7%)	2,663	1,513 (56.8%)
令和 5 年	11	7 (63.6%)	31	18 (58.1%)	2,678	1,466 (54.7%)
増減 (前年比)	△4 (△36.4%)	△2 (△28.6%)	△9 (△29.0%)	△2 (△11.1%)	△15 (△0.6%)	47 (3.2%)

令和 6 年度 富山市交通安全推進計画

④ 死者の状態別内訳 (人)

区 分	歩 行 中		自転車乗車中		自動車乗車（同乗）中			
							内車両単独	
		内高齢者		内高齢者		内高齢者		内高齢者
令和 5 年	3	1	2	2	6	4	3	3
令和 4 年	5	5	1	1	3	1	3	1
増減	△ 2	△ 4	1	1	3	3	0	2
(前年比)	(△ 40. 0%)	(△ 80. 0%)	(100. 0%)	(100. 0%)	(100. 0%)	(300. 0%)	(0. 0%)	(200. 0%)

(2) 富山市における近年の交通事故の特徴

① 飲酒運転事故の件数は、直近 2 年間増加傾向にあります。また、飲酒運転の動機として「事故を起こさなかった」という身勝手なものが多く、遵法意識が低いことがうかがえることから、飲酒運転をはじめとする危険な運転を、絶対に許さない環境づくりをより強力に行っていく必要があります。

② 歩行者事故の件数はここ 4 年間ほぼ横ばいであるものの、信号機のない横断歩道におけるドライバーの交通ルールが守られていないという実態があることから、歩行者が安全に道路を横断するための取組をより強力に行っていく必要があります。

令和 7 年度 富山市交通安全推進計画（案）

④ 死者の状態別内訳 (※令和 6 年の数値は、暫定値です。)(人)

区 分	歩 行 中		自転車乗車中		自動車乗車（同乗）中			
							内車両単独	
		内高齢者		内高齢者		内高齢者		内高齢者
令和 6 年	5	4	0	0	2	1	1	1
令和 5 年	3	1	2	2	6	4	3	3
増減	2	3	△ 2	△ 2	△ 4	△ 3	△ 2	△ 2
(前年比)	(66. 7%)	(300. 0%)	(△ 100. 0%)	(△ 100. 0%)	(△ 66. 7%)	(△ 75. 0%)	(△ 66. 7%)	(△ 66. 7%)

(2) 富山市における近年の交通事故の特徴

① 飲酒運転事故の件数は、直近 3 年間増加傾向にあります。また、飲酒運転の動機として「事故を起こさなかった」という身勝手なものが多く、遵法意識が低いことがうかがえることから、飲酒運転をはじめとする危険な運転を、絶対に許さない環境づくりをより強力に行っていく必要があります。

② 歩行者事故の件数は、直近 2 年間増加傾向にあります。また、信号機のない横断歩道におけるドライバーの交通ルールが守られていないという実態があることから、歩行者が安全に道路を横断するための取組をより強力に行っていく必要があります。

令和 6 年度 富山市交通安全推進計画

③ 自転車事故の件数は前年より大きく増加しており、交通事故全体に占める割合も増加しています。また、内訳としては、依然として対車両の事故が多数を占めています。環境意識や健康志向の高まりなどとともに、自転車の利活用が今後ますます進んでいくことも想定され、自転車に関する交通ルールの周知をはじめとする安全利用の推進に向けた取組を、一層推進する必要があります。

④ 高齢ドライバー事故の件数は直近 2 年間増加傾向にあります。全国においても高齢ドライバーによる重大な事故が相次いで発生しており、引き続き補償運転（運転技能の低下を補う運転のこと）の推奨や、安全運転サポートカー・後付けの安全運転支援装置の普及啓発などにより、事故防止に取り組んでいく必要があります。

○ 5 年間の状況

(件、人)

区 分	人身事故件数		死 者 数			自転車事故件数	
		高齢者事故		高 齢 者	こども		件数構成率
令和 5 年	935	347 (37.1%)	11	7 (63.6%)	0	160	17.1 %
令和 4 年	929	337 (36.3%)	9	7 (77.8%)	0	115	12.4 %
令和 3 年	873	311 (35.6%)	9	5 (55.6%)	0	111	12.7 %
令和 2 年	913	354 (38.8%)	7	7 (100 %)	0	134	14.7 %
令和 元 年	1,120	408 (36.4%)	7	6 (85.7%)	0	140	12.5 %
平 均	954	351 (36.8%)	9	6 (66.7%)	0	132	13.8 %

令和 7 年度 富山市交通安全推進計画（案）

③ 自転車事故の件数及び交通事故全体に占める割合は、前年より減少しています。一方で、事故の内訳としては、依然として対車両の事故が多数を占めています。環境意識や健康志向の高まりなどとともに、自転車の利活用が今後ますます進んでいくことも想定され、自転車に関する交通ルールの周知をはじめとする安全利用の推進に向けた取組を、一層推進する必要があります。

④ 高齢ドライバー事故の件数は、前年より減少しました。しかし、全国においても高齢ドライバーによる重大な事故が相次いで発生しており、引き続き補償運転（運転技能の低下を補う運転のこと）の推奨や、安全運転サポートカー・後付けの安全運転支援装置の普及啓発などにより、事故防止に取り組んでいく必要があります。

○ 5 年間の状況 (※令和 6 年の数値は、暫定値です。)

(件、人)

区 分	人身事故件数		死 者 数			自転車事故件数	
		高齢者事故		高 齢 者	こども		件数構成率
令和 6 年	880	307 (34.9%)	7	5 (71.4%)	0	115	13.1 %
令和 5 年	935	347 (37.1%)	11	7 (63.6%)	0	160	17.1 %
令和 4 年	929	337 (36.3%)	9	7 (77.8%)	0	115	12.4 %
令和 3 年	873	311 (35.6%)	9	5 (55.6%)	0	111	12.7 %
令和 2 年	913	354 (38.8%)	7	7 (100 %)	0	134	14.7 %
平 均	906	331 (36.6%)	9	6 (66.7%)	0	127	14.0 %

令和 6 年度 富山市交通安全推進計画

○死者に占める高齢者の状況（令和元年から令和 5 年までの 5 年間の計）（人）

区 分	富 山 市	富 山 県	全 国
全交通事故死者	43	154	13,978
うち高齢者	32	105	7,835
高齢者構成率	74.4%	68.2%	56.1%

○5 年間の特定事故別状況（件）

区 分	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	令和元年	平 均
全 交 通 事 故	935	929	873	913	1,120	954
飲酒運転事故	10	9	7	17	17	12
中学生以下の事故	21	24	26	29	28	26
高 齢 者 事 故	347	337	311	354	408	351
若者ドライバー事故	146	163	142	152	171	155
高齢ドライバー事故	231	227	201	227	255	228
歩 行 者 事 故	105	99	105	105	129	109
自 転 車 事 故	160	115	111	134	140	132
	小学生	5	6	5	7	6
	中学生	8	7	9	11	9
	高校生	38	22	18	33	28
	高齢者	33	23	21	30	27

令和 7 年度 富山市交通安全推進計画（案）

○死者に占める高齢者の状況（令和 2 年から令和 6 年までの 5 年間の計）（人）

（※令和 6 年の数値は、暫定値です。）

区 分	富 山 市	富 山 県	全 国
全交通事故死者	<u>43</u>	<u>142</u>	<u>13,426</u>
うち高齢者	<u>31</u>	<u>97</u>	<u>7,565</u>
高齢者構成率	<u>72.1%</u>	<u>68.3%</u>	<u>56.3%</u>

○5 年間の特定事故別状況 （※令和 6 年の数値は、暫定値です。）（件）

区 分	令和6年	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	平 均
全 交 通 事 故	<u>880</u>	935	929	873	913	<u>906</u>
飲酒運転事故	<u>17</u>	10	9	7	17	<u>12</u>
中学生以下の事故	<u>26</u>	21	24	26	29	<u>25</u>
高 齢 者 事 故	<u>307</u>	347	337	311	354	<u>331</u>
若者ドライバー事故	<u>137</u>	146	163	142	152	<u>148</u>
高齢ドライバー事故	<u>216</u>	231	227	201	227	<u>220</u>
歩 行 者 事 故	<u>113</u>	105	99	105	105	<u>105</u>
自 転 車 事 故	<u>115</u>	160	115	111	134	<u>127</u>
	小学生	<u>7</u>	5	6	5	<u>6</u>
	中学生	<u>9</u>	8	7	9	<u>9</u>
	高校生	<u>32</u>	38	22	18	<u>29</u>
	高齢者	<u>17</u>	33	23	21	<u>25</u>

令和 6 年度 富山市交通安全推進計画

3 交通安全推進の方向

「安全・安心で快適な交通社会を築いていく役割は、交通の場に関わる市民一人ひとりが担っている」という意識の定着を促すとともに、市民一人ひとりが「交通事故に遭わない」、「交通事故を起こさない」ということを常に意識し、安全を確認し行動するように、交通安全思想の普及・啓発活動を積極的に推進します。

このため、関係機関・団体が相互に連携を図り、それぞれ創意工夫を凝らした活発な諸活動を展開し、市民の参加のもとに、交通事故防止を図ります。

(1) 交通安全教育

こどもや高齢者など各世代に対応した交通安全教育の充実強化に努め、交通社会の一員としての自覚を促すとともに、交通安全に関する指導の徹底を図ります。

(2) 広報・啓発活動

あらゆる世代の市民に交通安全の重要性を周知徹底するため、広報紙やポスター・チラシなどの、各種広報媒体を積極的に活用するとともに、街頭における啓発活動を強力に推進します。

(3) 交通安全運動

県及び県交通対策協議会が策定した「富山県交通安全推進計画」等も踏まえ、運動を展開します。なお、年間及び各期の交通安全運動を効果的に推進するため、重点項目を定め、関係機関・団体等が連携し一体となった取組を行います。

令和 7 年度 富山市交通安全推進計画（案）

3 交通安全推進の方向

「安全・安心で快適な交通社会を築いていく役割は、交通の場に関わる市民一人ひとりが担っている」という意識の定着を促すとともに、市民一人ひとりが「交通事故に遭わない」、「交通事故を起こさない」ということを常に意識し、安全を確認し行動するように、交通安全思想の普及・啓発活動を積極的に推進します。

このため、関係機関・団体が相互に連携を図り、それぞれ創意工夫を凝らした活発な諸活動を展開し、市民の参加のもとに、交通事故防止を図ります。

(1) 交通安全教育

こどもや高齢者など各世代に対応した交通安全教育の充実強化に努め、交通社会の一員としての自覚を促すとともに、交通ルールの遵守とマナーの向上を図ります。

(2) 広報・啓発活動

あらゆる世代の市民に交通安全の重要性を周知徹底するため、広報紙やポスター・チラシなどの、各種広報媒体を積極的に活用するとともに、街頭における啓発活動を強力に推進します。

(3) 交通安全運動

県及び県交通対策協議会が策定した「富山県交通安全推進計画」等も踏まえ、運動を展開します。なお、年間及び各期の交通安全運動を効果的に推進するため、重点項目を定め、関係機関・団体等が連携し一体となった取組を行います。

令和 6 年度 富山市交通安全推進計画	令和 7 年度 富山市交通安全推進計画（案）
4 推進期間 令和 6 年 4 月 1 日（月）から令和 7 年 3 月 3 1 日（月）まで ゆずりあう 心でひろがる 無事故の輪（県スローガン） 5 交通安全推進計画の推進項目・事項 （１）こどもと高齢者の交通事故防止 （２）運転者等総合対策 （３）自転車等の安全利用の推進 （４）全座席シートベルト着用の推進 （５）飲酒運転の根絶 を重点項目とし、重点項目ごとに推進項目・事項を定めます。 （１）こどもと高齢者の交通事故防止 ＜こどもの事故防止＞ ① 幼児・児童が被害者となる事故防止 ② 反射材の普及・着用の推進 ＜高齢者の事故防止＞ ③ 高齢者自身の交通安全意識の向上に向けた活動の推進 ④ 高齢者に対する思いやり意識の醸成に向けた活動の推進 ⑤ 反射材の普及・着用の推進 【重点月間】 6 月、1 0 月……『たっしゅけ 気つけられエ』運動の推進 ※ 児童・生徒の交通事故防止のため、新入学・新学期・夏季休業期間等にも、重点的に推進する。	4 推進期間 令和 <u>7</u> 年 4 月 1 日（<u>火</u>）から令和 <u>8</u> 年 3 月 3 1 日（<u>火</u>）まで ゆずりあう 心でひろがる 無事故の輪（県スローガン） 5 交通安全推進計画の推進項目・事項 （１）こどもと高齢者の交通事故防止 （２）運転者等総合対策 （３）自転車等の安全利用の推進 （４）全座席シートベルト着用の推進 （５）飲酒運転の根絶 を重点項目とし、重点項目ごとに推進項目・事項を定めます。 （１）こどもと高齢者の交通事故防止 ＜こどもの事故防止＞ ① 幼児・児童が被害者となる事故防止 ② <u>LED 用品</u>・反射材の普及・着用の推進 ＜高齢者の事故防止＞ ③ 高齢者自身の交通安全意識の向上に向けた活動の推進 ④ 高齢者に対する思いやり意識の醸成に向けた活動の推進 ⑤ <u>LED 用品</u>・反射材の普及・着用の推進 【重点月間】 6 月、1 0 月……『たっしゅけ 気つけられエ』運動の推進 ※ 児童・生徒の交通事故防止のため、新入学・新学期・夏季休業期間等にも、重点的に推進する。

令和 6 年度 富山市交通安全推進計画	令和 7 年度 富山市交通安全推進計画（案）
【日を定めて行う運動】 毎月 1 日、1 5 日……「交通安全県民の日」 ※ 1 5 日は「高齢者交通安全の日」 【推進事項】 ○推進体制の拡充 - 交通安全アドバイザーなどへの支援による地域の推進体制の充実 - 自治振興会、長寿会、PTA、らいちょうクラブ、福祉団体等への地域の事故状況などの情報提供（事故状況資料の作成など）と相互の連携促進 ○交通安全教育の推進 - 交通指導員や地域交通安全活動推進委員、交通安全母の会会員など市民による活動の推進 - 市内全域での「幼児交通安全教室」、「シルバー交通安全教室」の実施（高齢者自身が身体機能の低下を自覚できる方策として、簡易な認知機能に関する検査を実施） - 高齢者用電動車いす（シニアカー）の安全利用の啓発 - 参加・体験・実践型の「高齢者交通安全薄暮教室」、「サポートカー体験型交通安全教室」の実施 - 交通安全ポスターコンクールの実施（小学校 4 年生対象） - 交通安全母の会と連携した「交通安全マスコットコンクール」の実施 - 幼稚園や保育所（園）、小学校等における歩行や自転車利用に関する交通安全教育の推進 - 幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育の推進	【日を定めて行う運動】 毎月 1 日、1 5 日……「交通安全県民の日」 ※ 1 5 日は「高齢者交通安全の日」 【推進事項】 ○推進体制の拡充 - 交通安全アドバイザーなどへの支援による地域の推進体制の充実 - 自治振興会、長寿会、PTA、らいちょうクラブ、福祉団体等への地域の事故状況などの情報提供（事故状況資料の作成など）と相互の連携促進 ○交通安全教育の推進 - 交通指導員や地域交通安全活動推進委員、交通安全母の会会員など市民による活動の推進 - 市内全域での「幼児交通安全教室」、「シルバー交通安全教室」の実施（高齢者自身が身体機能の低下を自覚できる方策として、簡易な認知機能に関する検査を実施） - 高齢者用電動車いす（シニアカー）の安全利用の啓発 - 参加・体験・実践型の「高齢者交通安全薄暮教室」、「サポートカー体験型交通安全教室」の実施 - 交通安全ポスターコンクールの実施（小学校 4 年生対象） - 交通安全母の会と連携した「交通安全マスコットコンクール」の実施 - 幼稚園や保育所（園）、小学校等における歩行や自転車利用に関する交通安全教育の推進 - 幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育の推進

令和 6 年度 富山市交通安全推進計画	令和 7 年度 富山市交通安全推進計画（案）
・ 家族間で声をかけ合うなど、家庭内における交通安全対策（家庭教育）の推進 ・ 交通安全に関する出前講座の実施 ・ 反射材の着用を含め、効果的な事故防止に関する方策の周知 ・ 通学路における交通安全対策の推進 ・ 信号機のない横断歩道における交通ルール・マナーの周知・徹底 ・ 歩行者への、「右側通行」や「歩きスマホ、斜め横断の禁止」などの通行マナー・ルールの周知・徹底及び横断時における意思表示（手を上げる、手を差し出す等）の周知・実践 ・ 自転車の「ながら運転」などの危険運転は絶対行わないように保護者や学校等を通じて啓発 ・ 市通学路交通安全プログラムに基づく点検及び対策の実施 ・ 県警察のセーフティ・ドライバーズ情報等に基づく効果的な交通安全教育の推進 ○街頭活動の推進 ・ 交差点等における街頭指導の実施 ・ 広報車による交通安全の呼びかけ ・ 自転車に対する街頭指導の実施、点検整備の励行や自転車利用に伴う事故に備える保険（損害賠償保険・共済）の周知と加入促進（自転車損害賠償責任保険加入促進事業の周知） ・ 道路交通環境の安全点検の実施 ・ チャイルドシートの正しい利用と着用の徹底	・ 家族間で声をかけ合うなど、家庭内における交通安全対策（家庭教育）の推進 ・ 交通安全に関する出前講座の実施 ・ 反射材の着用を含め、効果的な事故防止に関する方策の周知 ・ 通学路における交通安全対策の推進 ・ 信号機のない横断歩道における交通ルール・マナーの周知・徹底 ・ 歩行者への、「右側通行」や「歩きスマホ、斜め横断の禁止」などの通行マナー・ルールの周知・徹底及び横断時における意思表示（手を上げる、手を差し出す等）の周知・実践 ・ 自転車の「ながら運転」などの危険運転は絶対行わないように保護者や学校等を通じて啓発 ・ 市通学路交通安全プログラムに基づく点検及び対策の実施 ・ 県警察のセーフティ・ドライバーズ情報等に基づく効果的な交通安全教育の推進 ○街頭活動の推進 ・ 交差点等における街頭指導の実施 ・ 広報車による交通安全の呼びかけ ・ 自転車に対する街頭指導の実施、点検整備の励行や自転車利用に伴う事故に備える保険（損害賠償保険・共済）の周知と加入促進（自転車損害賠償責任保険加入促進事業の周知） ・ 道路交通環境の安全点検の実施 ・ チャイルドシートの正しい利用と着用の徹底

令和 6 年度 富山市交通安全推進計画	令和 7 年度 富山市交通安全推進計画（案）
○訪問活動の推進 ・交通安全アドバイザー等による高齢者宅の訪問活動の実施 ・反射材用品の自発的かつ継続的な着用の奨励（年齢や生活実態等に応じた様々な種類の反射材の配布・紹介（「富山ピカピカ大作戦」として実施。）） ○こども・高齢者に対する思いやり運転の実践 ・『たっしゃけ 気つけられエ』運動の推進 ・通学路における街頭指導の実施 ・こどもや高齢者に対する保護意識の醸成 ○高齢ドライバーによる事故の防止 ・高齢者に対する補償運転（やわやわ運転。夜間や雨天・降雪時の運転を控える等運転技能の低下を補う運転のこと）の推奨 ・運転に不安を感じる高齢者等に対する運転免許自主返納、及び車に代わる移動手段として「おでかけ定期券」による公共交通機関利用の呼びかけ ・運転を補完する安全運転サポートカーや、既販車への後付け安全運転支援装置の周知 ・運転免許自主返納制度の周知及びサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進	○訪問活動の推進 ・交通安全アドバイザー等による高齢者宅の訪問活動の実施 ・<u>LED ライト・バンド等の LED 用品</u>や反射材の自発的かつ継続的な着用の奨励（年齢や生活実態等に応じた様々な種類の反射材の配布・紹介 （「富山ピカピカ大作戦」として実施。）） ○こども・高齢者に対する思いやり運転の実践 ・『たっしゃけ 気つけられエ』運動の推進 ・通学路における街頭指導の実施 ・こどもや高齢者に対する保護意識の醸成 ○高齢ドライバーによる事故の防止 ・高齢者に対する補償運転（やわやわ運転。夜間や雨天・降雪時の運転を控える等運転技能の低下を補う運転のこと）の推奨 ・運転に不安を感じる高齢者等に対する運転免許自主返納、及び車に代わる移動手段として「おでかけ定期券」による公共交通機関利用の呼びかけ ・運転を補完する安全運転サポートカーや、既販車への後付け安全運転支援装置の周知 ・運転免許自主返納制度の周知及びサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進

令和 6 年度 富山市交通安全推進計画	令和 7 年度 富山市交通安全推進計画（案）
（２）運転者等総合対策 ＜運転者のマナーを向上し、事故防止を図る＞ ① 信号機のない横断歩道における歩行者等の優先及び歩行者の保護の周知徹底 ② 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の危険性とトラブル時の回避措置の周知 ③ 携帯電話の使用等による“ながら”運転に関する危険性の周知と意識改革の徹底 【重点月間】 1 1 月、3 月……「^{スリーアップ}3 u p 運動」 【日を定めて行う運動】 1 1 日・2 1 日 ……「横断歩道おもいやりの日」 【推進事項】 ○推進体制の拡充 ・関係機関・団体等との連携強化 ○交通安全教育の推進 ・参加・体験・実践型の「高齢者交通安全薄暮教室」、「サポートカー体験型交通安全教室」の実施 ・交通安全教室や安全運転講習会での運転者教育の推進	（２）運転者等総合対策 ＜運転者のマナーを向上し、事故防止を図る＞ ① 信号機のない横断歩道における歩行者等の優先及び歩行者の保護の周知徹底 ② 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の危険性とトラブル時の回避措置の周知 ③ 携帯電話の使用等による“ながら”運転に関する危険性の周知と意識改革の徹底 【重点月間】 1 1 月、3 月……「^{スリーアップ}3 u p 運動」 【日を定めて行う運動】 <u>毎月 1 日</u> ……「横断歩道おもいやりの日」 【推進事項】 ○推進体制の拡充 ・関係機関・団体等との連携強化 ○交通安全教育の推進 ・参加・体験・実践型の「高齢者交通安全薄暮教室」、「サポートカー体験型交通安全教室」の実施 ・交通安全教室や安全運転講習会での運転者教育の推進

令和 6 年度 富山市交通安全推進計画

- ・妨害運転の危険性周知とサービスエリア等安全な場所への退避など適切なトラブル回避等の啓発
- ・ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進
- ・車両運転中の携帯電話等使用（ながらスマホ）による危険性（安全不確認等）の周知
- ・運転に集中することの大切さに関する啓発の推進（「車間が空いている」、「直線道路である」、「ほんの一瞬」などといった意識の払拭）
- ・横断歩道手前での減速や一時停止など横断歩道における歩行者の優先義務の周知・徹底
- ・横断歩行者をはじめとする歩行者の保護活動の推進
- ・走行中の自転車利用者に対する思いやりを持った運転
- ・自動車駐車場における適切な利用を奨励（県が実施するパーキングパーミット制度（身体障害者用駐車場を利用できる者に対し、利用証を発行することで身体障害者用駐車場の適切な利用を図る制度のこと）の周知）
- ・補償運転の推奨と、安全運転サポートカー及び既販車への後付け安全運転支援装置の普及・啓発
- ・身体機能の変化等により安全運転に不安を感じる方への運転免許自主返納制度の周知及びサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進、安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進
- ・施設や駐車場の出入りなどで歩道等を横切する場合における一時停止の周知・徹底

令和 7 年度 富山市交通安全推進計画（案）

- ・妨害運転の危険性周知とサービスエリア等安全な場所への退避など適切なトラブル回避等の啓発
- ・ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進
- ・車両運転中の携帯電話等使用（ながらスマホ）による危険性（安全不確認等）の周知
- ・運転に集中することの大切さに関する啓発の推進（「車間が空いている」、「直線道路である」、「ほんの一瞬」などといった意識の払拭）
- ・横断歩道手前での減速や一時停止など横断歩道における歩行者の優先義務の周知・徹底
- ・横断歩行者をはじめとする歩行者の保護活動の推進
- ・走行中の自転車利用者に対する思いやりを持った運転
- ・自動車駐車場における適切な利用を奨励（県が実施するパーキングパーミット制度（身体障害者用駐車場を利用できる者に対し、利用証を発行することで身体障害者用駐車場の適切な利用を図る制度のこと）の周知）
- ・補償運転の推奨と、安全運転サポートカー及び既販車への後付け安全運転支援装置の普及・啓発
- ・身体機能の変化等により安全運転に不安を感じる方への運転免許自主返納制度の周知及びサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進、安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進
- ・施設や駐車場の出入りなどで歩道等を横切する場合における一時停止の周知・徹底

令和 6 年度 富山市交通安全推進計画	令和 7 年度 富山市交通安全推進計画（案）
○広報・啓発活動の推進 「マナー u p」の推進 ・ 早め合図や思いやり運転の推進 ・ エコ安全ドライブの推進 ・ 歩行者・自転車利用者を含めた交通ルールの遵守 「チェック u p」の推進 ・ 運転への集中や確実な安全確認の徹底 「ライト u p」の推進 ・ 早めのライト点灯と上向きライトの活用 ・ 歩行者、自転車利用者の反射材活用 ○その他 ・ はたちの集いにおける交通安全宣言・署名活動の実施（各式典会場において実施） ・ サポートカー体験試乗会の実施 （３）自転車等の安全利用の推進 ＜自転車乗用中の事故防止と安全確保＞ ① 自転車安全利用五則を活用した交通ルールの周知 ② 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進 ③ 安全利用のための自転車及び道路環境の点検整備	○広報・啓発活動の推進 「マナー u p」の推進 ・ 早め合図や思いやり運転の推進 ・ エコ安全ドライブの推進 ・ 歩行者・自転車利用者を含めた交通ルールの遵守 「チェック u p」の推進 ・ 運転への集中や確実な安全確認の徹底 「ライト u p」の推進 ・ 早めのライト点灯とハイビームの活用 ・ 歩行者、自転車利用者の LED 用品・反射材活用 ○その他 ・ はたちの集いにおける交通安全宣言・署名活動の実施（各式典会場において実施） ・ サポートカー体験試乗会の実施 （３）自転車等の安全利用の推進 ＜自転車乗用中の事故防止と安全確保＞ ① 自転車安全利用五則を活用した交通ルールの周知 ② 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進 ③ 安全利用のための自転車及び道路環境の点検整備

令和 6 年度 富山市交通安全推進計画	令和 7 年度 富山市交通安全推進計画（案）
【重点月間】 5 月……「自転車安全利用の推進」※ 5 月は「自転車月間」 【日を定めて行う運動】 5 月 5 日 ……「自転車の日」 【推進事項】 ○推進体制の拡充 ・関係機関・団体等との連携 ○交通安全教育の推進 ・小学校、中学校における自転車の安全利用に関する教育の推進 ・小学校 3、4 年生を対象とする自転車交通安全教室修了証交付事業の実施 ・中学第 2 学年生徒に対し、自転車利用に関する禁止事項が記載されたクリアファイルの配布及び、中学校における自転車交通安全教育の検討・実施 ・シルバー交通安全教室における自転車利用に関する交通安全教育の推進 ・就労外国人を対象とした自転車交通安全教育の実施 ・自転車を利用する際のヘルメットの着用や自転車利用に伴う事故に備える保険（損害賠償保険・共済）の加入など、保護者の交通安全意識の向上（自転車損害賠償責任保険加入促進事業の周知） ・自転車運転者講習制度（対象年齢：満 14 歳以上）の周知 ・体験型教室や大会の実施等による交通安全意識の高揚 ・サイクル安全リーダーの育成及び活動推進	【重点月間】 5 月……「自転車安全利用の推進」※ 5 月は「自転車月間」 【日を定めて行う運動】 5 月 5 日 ……「自転車の日」 【推進事項】 ○推進体制の拡充 ・関係機関・団体等との連携強化 ○交通安全教育の推進 ・小学校、中学校における自転車の安全利用に関する教育の推進 ・小学校 3、4 年生を対象とする自転車交通安全教室修了証交付事業の実施 ・中学第 <u>3</u> 学年生徒に対し、自転車利用に関する <u>制度やルール等</u> が記載されたクリアファイルの配布及び、中学校における自転車交通安全教育の検討・実施 ・シルバー交通安全教室における自転車利用に関する交通安全教育の推進 ・就労外国人を対象とした自転車交通安全教育の実施 ・自転車を利用する際のヘルメットの着用や自転車利用に伴う事故に備える保険（損害賠償保険・共済）の加入など、保護者の交通安全意識の向上（自転車損害賠償責任保険加入促進事業の周知） ・自転車運転者講習制度（対象年齢：満 14 歳以上）の周知 ・体験型教室や大会の実施等による交通安全意識の高揚 ・サイクル安全リーダーの育成及び活動推進

令和 6 年度 富山市交通安全推進計画	令和 7 年度 富山市交通安全推進計画（案）
○自転車通勤・通学を行う者に対する指導 ・「3分早めの出発」の指導により余裕を持った自転車利用の徹底を図り、自転車事故の主要因である出会い頭事故を抑制 ・「ながら運転」、「妨害運転」等は絶対に行わないよう、各種キャンペーンや市広報等を通じて啓発 ○広報・啓発活動の推進 ・自転車安全利用の推進 ・自転車交通ルールの周知徹底 ・各種交通安全教室の開催 ・自転車の点検整備の励行と乗車中のヘルメットの着用促進 ・家庭・職場等におけるひと声運動 ・自転車利用に伴う事故に備える保険（損害賠償保険・共済）の周知と加入促進（自転車損害賠償責任保険加入促進事業の周知） ・特定小型原動機付自転車の利用者に対する販売事業者等と連携した安全利用と交通ルールの周知と広報啓発の促進 ○その他 ・富山市自転車利用環境整備計画に基づく自転車の安全利用に関する施策の推進 （４）全座席シートベルト着用の推進 県内統一スローガン 「 締めたよね 全席みんなの 合言葉 」	○自転車通勤・通学を行う者に対する指導 ・「3分早めの出発」の指導により余裕を持った自転車利用の徹底を図り、自転車事故の主要因である出会い頭事故を抑制 ・「ながら運転」、「妨害運転」等は絶対に行わないよう、各種キャンペーンや市広報等を通じて啓発 ○広報・啓発活動の推進 ・自転車安全利用の推進 ・自転車交通ルール、<u>道路交通法一部改正</u>の周知徹底 ・各種交通安全教室の開催 ・自転車の点検整備の励行と乗車中のヘルメットの着用促進 ・家庭・職場等におけるひと声運動 ・自転車利用に伴う事故に備える保険（損害賠償保険・共済）の周知と加入促進（自転車損害賠償責任保険加入促進事業の周知） ・特定小型原動機付自転車の利用者に対する販売事業者等と連携した安全利用と交通ルールの周知と広報啓発の促進 ○その他 ・富山市自転車利用環境整備計画に基づく自転車の安全利用に関する施策の推進 （４）全座席シートベルト着用の推進 県内統一スローガン 「 締めたよね 全席みんなの 合言葉 」

令和６年度 富山市交通安全推進計画	令和７年度 富山市交通安全推進計画（案）
＜全座席シートベルト着用・チャイルドシート着用＞ ① シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性和被害防止・軽減効果の周知と啓発の促進 ② 安全性能に関する情報提供 【重点月間】 通年……「全座席シートベルト着用及びチャイルドシートの正しい使用の推進」 【推進事項】 ○推進体制の拡充 ・関係機関・団体との連携強化 ・企業等における自発的な交通安全活動の推進 ○交通安全教育の推進 ・シートベルト、チャイルドシート着用の必要性和効果の理解促進 ・シートベルト着用率１００％実践運動の実施 ・幼児交通安全教室等でのチャイルドシートの正しい使用の徹底 ・職場等での交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践 ○街頭活動の推進 ・シートベルト、チャイルドシート着用キャンペーンの実施 ○広報・啓発活動の推進 ・車に乗る人すべての意識改革によりシートベルトの着用を徹底 ・全座席（特に後部座席）着用と運転者による着用確認の励行促進 ・後部座席着用義務化の周知徹底	＜全座席シートベルト着用・チャイルドシート着用＞ ① シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性和被害防止・軽減効果の周知と啓発の促進 ② 安全性能に関する情報提供 【重点月間】 通年……「全座席シートベルト着用及びチャイルドシートの正しい使用の推進」 【推進事項】 ○推進体制の拡充 ・関係機関・団体との連携強化 ・企業等における自発的な交通安全活動の推進 ○交通安全教育の推進 ・シートベルト、チャイルドシート着用の必要性和効果の理解促進 ・シートベルト着用率１００％実践運動の実施 ・幼児交通安全教室等でのチャイルドシートの正しい使用の徹底 ・職場等での交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践 ○街頭活動の推進 ・シートベルト、チャイルドシート着用キャンペーンの実施 ○広報・啓発活動の推進 ・車に乗る人すべての意識改革によりシートベルトの着用を徹底 ・全座席（特に後部座席）着用と運転者による着用確認の励行促進 ・後部座席着用義務化の周知徹底

令和 6 年度 富山市交通安全推進計画	令和 7 年度 富山市交通安全推進計画（案）
・地域・家庭・職場及び街頭活動時におけるひと声運動 （５）飲酒運転の根絶 〈あらゆる機会を通じて飲酒運転の根絶〉 ① 飲酒運転を許さない環境づくり ② 飲酒運転をするおそれのある者への車両及び酒類の提供禁止、同乗禁止の周知徹底とハンドルキーパー運動の推進 【重点月間】 7 月、1 2 月……「飲酒運転の根絶」 【推進事項】 ○推進体制の拡充 ・交通安全協会や自治振興会、企業（安全運転管理者）等への事故状況などの情報提供（事故状況資料等の提供）と相互の連携強化 ・企業等、職場における指導推進体制の充実 ○交通安全教育の推進 ・交通指導員や安全運転管理者、地域交通安全活動推進委員をはじめとする市民による活動の推進 ・交通安全に関する出前講座の実施 ・飲酒運転の疑似体験等を取り入れた運転者教育の実施 ・二日酔い運転や自転車による飲酒運転に対する継続的な意識改革の推進	・地域・家庭・職場及び街頭活動時におけるひと声運動 （５）飲酒運転の根絶 〈あらゆる機会を通じて飲酒運転の根絶〉 ① 飲酒運転を許さない環境づくり ② 飲酒運転をするおそれのある者への車両及び酒類の提供禁止、同乗禁止の周知徹底とハンドルキーパー運動の推進 【重点月間】 7 月、1 2 月……「飲酒運転の根絶」 【推進事項】 ○推進体制の拡充 ・交通安全協会や自治振興会、企業（安全運転管理者）等への事故状況などの情報提供（事故状況資料等の提供）と相互の連携強化 ・企業等、職場における指導推進体制の充実 ○交通安全教育の推進 ・交通指導員や安全運転管理者、地域交通安全活動推進委員をはじめとする市民による活動の推進 ・交通安全に関する出前講座の実施 ・飲酒運転の疑似体験等を取り入れた運転者教育の実施 ・二日酔い運転や自転車による飲酒運転に対する継続的な意識改革の推進

令和 6 年度 富山市交通安全推進計画	令和 7 年度 富山市交通安全推進計画（案）
○街頭活動の推進 ・交差点等の街頭における啓発活動の実施 ○広報・啓発活動の推進 ・飲酒が身体に及ぼす影響の理解と飲酒運転が重大事故に直結する危険な行為であるという意識の徹底、車両等を運転する人への酒類提供の禁止及び同乗の禁止に係る広報周知の推進 ・家庭・地域・職場等における飲酒運転防止(二日酔い含む)の声かけ・気運の醸成 ・企業・事務所及び酒類を提供する飲食店等と協力・連携したハンドルキーパー運動の普及啓発の推進 ・飲酒の機会等における公共交通機関や自動車運転代行の利用促進 6 各種交通安全運動 (1) 年間を通じて行う運動 「みんなですすめる交通安全県民運動」 スローガン：～ ゆずりあう 心でひろがる 無事故の輪 ～ ○重点月間を設定する運動 スリーアップ ・ 3 u p 運動 (重点月間 1 1 月、3 月) ・ 『たっしゃけ 気つけられエ』運動 (高齢者の交通事故防止) の推進 (重点月間 6 月、1 0 月)	○街頭活動の推進 ・交差点等の街頭における啓発活動の実施 ○広報・啓発活動の推進 ・飲酒が身体に及ぼす影響の理解と飲酒運転が重大事故に直結する危険な行為であるという意識の徹底、車両等を運転する人への酒類提供の禁止及び同乗の禁止に係る広報周知の推進 ・家庭・地域・職場等における飲酒運転防止(二日酔い含む)の声かけ・気運の醸成 ・企業・事務所及び酒類を提供する飲食店等と協力・連携したハンドルキーパー運動の普及啓発の推進 ・飲酒の機会等における公共交通機関や自動車運転代行の利用促進 6 各種交通安全運動 (1) 年間を通じて行う運動 「みんなですすめる交通安全県民運動」 スローガン：～ ゆずりあう 心でひろがる 無事故の輪 ～ ○重点月間を設定する運動 スリーアップ ・ 3 u p 運動 (重点月間 1 1 月、3 月) ・ 『たっしゃけ 気つけられエ』運動 (高齢者の交通事故防止) の推進 (重点月間 6 月、1 0 月)

令和 6 年度 富山市交通安全推進計画	令和 7 年度 富山市交通安全推進計画（案）
・ 高齢運転者対策の推進（実施期間 通年） ・ 横断歩道における交通安全対策の推進（実施期間 通年） ・ 自転車安全利用の推進（重点月間 5 月） ・ 全座席シートベルト着用及び チャイルドシートの正しい使用の推進（実施期間 通年） ・ 飲酒運転の根絶（重点月間 7 月、12 月） ・ 妨害運転など危険運転の防止（実施期間 通年）	・ 高齢運転者対策の推進（実施期間 通年） ・ 横断歩道における交通安全対策の推進（実施期間 通年） ・ 自転車安全利用の推進（重点月間 5 月） ・ 全座席シートベルト着用及び チャイルドシートの正しい使用の推進（実施期間 通年） ・ 飲酒運転の根絶（重点月間 7 月、12 月） ・ 妨害運転など危険運転の防止（実施期間 通年）
（2）期間を定めて行う運動 ○ 春の全国交通安全運動 4 / 6（土）～ 4 / 15（月） ○ 夏の交通安全県民運動（北陸三県統一） 7 / 11（木）～ 7 / 20（土） ○ 秋の全国交通安全運動 9 / 21（土）～ 9 / 30（月） ○ 年末の交通安全県民運動（北陸三県統一） 12 / 11（水）～ 12 / 20（金）	（2）期間を定めて行う運動 ○ 春の全国交通安全運動 4 / 6（<u>日</u>）～ 4 / 15（<u>火</u>） ○ 夏の交通安全県民運動（北陸三県統一） 7 / 11（<u>金</u>）～ 7 / 20（<u>日</u>） ○ 秋の全国交通安全運動 9 / 21（<u>日</u>）～ 9 / 30（<u>火</u>） ○ 年末の交通安全県民運動（北陸三県統一） 12 / 11（<u>木</u>）～ 12 / 20（<u>土</u>）

令和 6 年度 富山市交通安全推進計画	令和 7 年度 富山市交通安全推進計画（案）
（３）日を定めて行う運動 ○ 交通安全県民の日【富山県】毎月 1 日 1 5 日（高齢者交通安全の日） ○ 自転車の日【全国】 5 月 5 日 （自転車活用推進法に基づく。5 月は「自転車月間」） ○ 横断歩道おもいやりの日 毎月 1 1 日・2 1 日 （４）その他（交通死亡事故多発に伴う緊急対策） 交通死亡事故が多発し、さらに続発するおそれがある場合等においては、市民をあげて交通死亡事故の抑止を図るため、関係機関・団体とも連携し、広報・啓発等の緊急対策を実施します。 7 推進上の留意事項 （１）関係機関・団体は、それぞれ家庭、地域、職場、学校などの実情に応じ、創意工夫を凝らした具体的な対策を講じ、積極的に推進します。 （２）実施にあたっては、関係機関・団体が相互に連携を図り、市民の参加を求めます。	（３）日を定めて行う運動 ○ 交通安全県民の日【富山県】 毎月 1 日・1 5 日 ○ 自転車の日【全国】 5 月 5 日 （自転車活用推進法に基づく。5 月は「自転車月間」） ○ 横断歩道おもいやりの日 毎月 <u>1 日</u> <u>○ 高齢者交通安全の日</u> 毎月 <u>1 5 日</u> （４）その他（交通死亡事故多発に伴う緊急対策） 交通死亡事故が多発し、さらに続発するおそれがある場合等においては、市民をあげて交通死亡事故の抑止を図るため、関係機関・団体とも連携し、広報・啓発等の緊急対策を実施します。 7 推進上の留意事項 （１）関係機関・団体は、それぞれ家庭、地域、職場、学校などの実情に応じ、創意工夫を凝らした具体的な対策を講じ、積極的に推進します。 （２）実施にあたっては、関係機関・団体が相互に連携を図り、市民の参加を求めます。

令和６年度 富山市交通安全推進計画	令和７年度 富山市交通安全推進計画（案）
８ 関係機関・団体の主な活動 共通推進事項 - 交通安全に関する意識啓発活動 - みんなですすめる交通安全県民運動及び各季運動等の推進 - 各種広報媒体を活用した情報提供・広報の推進 - 機関・団体構成員に対する交通安全教育の徹底 - 交通安全行事への参加・協力 - 安全運転サポート車の普及啓発促進 - 高齢者の運転免許自主返納者への支援に関する広報 - 横断歩道を中心とした歩行者の交通安全対策の推進 県 - 交通安全アドバイザーによる活動の推進 - 富山県交通安全チャレンジ１・２・３運動の実施 - 各種参加・体験型交通安全教室の実施 - 自転車乗車用ヘルメット及び反射材の着用、チャイルドシート の必要性等の広報啓発の推進 - ヒヤリマップ作成にかかる事業等の推進 - 交通事故被害者や交通遺児等の被害者対策の推進 - 交通安全推進団体等への補助の実施	８ 関係機関・団体の主な活動 共通推進事項 - 交通安全に関する意識啓発活動 - みんなですすめる交通安全県民運動及び各季運動等の推進 - 各種広報媒体を活用した情報提供・広報の推進 - 機関・団体構成員に対する交通安全教育の徹底 - 交通安全行事への参加・協力 - 安全運転サポート車の普及啓発促進 - 高齢者の運転免許自主返納者への支援に関する広報 - 横断歩道を中心とした歩行者の交通安全対策の推進 県 - 交通安全アドバイザーによる活動の推進 - 富山県交通安全チャレンジ１・２・３運動の実施 - 各種参加・体験型交通安全教室の実施 - 自転車乗車用ヘルメット及び反射材の着用、チャイルドシート の必要性等の広報啓発の推進 - ヒヤリマップ作成にかかる事業等の推進 - 交通事故被害者や交通遺児等の被害者対策の推進 - 交通安全推進団体等への補助の実施

令和 6 年度 富山市交通安全推進計画	令和 7 年度 富山市交通安全推進計画（案）
富山市 - 富山市交通安全対策協議会の開催 - 令和 6 年度「富山市交通安全実施計画」作成（5 月予定） - 令和 7 年度「富山市交通安全推進計画」作成（2 月予定） - 広報・啓発活動の推進。とりわけ、 - 横断歩道における交通安全対策、 - 妨害運転など危険運転の防止、 - 自転車の事故に備える保険の周知と加入促進。（自転車損害賠償責任保険加入促進事業の周知） - 交通安全アドバイザーなど交通安全関係ボランティアへの支援を通じた地域における交通安全活動の推進 - 幼児及び高齢者交通安全教室の実施 - 参加・体験・実践型交通安全教育（薄暮教室、サポートカー体験型交通安全教室）の開催 - 市民の生活実態（ライフスタイル）等に応じた反射材の普及拡大 - 運転に不安を感じる高齢者に対する運転免許自主返納の推進 - 小学校 3・4 年生を対象とした自転車交通安全教室修了証交付事業の実施 - 中学校 2 年生を対象に、自転車利用に関する禁止事項が記載されたクリアファイルの配布 - 富山市自転車利用環境整備計画に基づく自転車の安全利用に関する施策の推進 - 交通遺児福祉金・見舞金の支給など被害者対策の推進	富山市 <u>交通安全教育の推進</u> <u>富山市交通安全対策協議会の開催及び交通安全計画の作成</u> <u>関係機関・団体と連携した交通安全キャンペーン等の実施</u> <u>交通安全推進団体等に対する支援</u> - 交通遺児福祉金・見舞金の支給など被害者対策の推進 <u>交通安全施設、通学路等の点検整備</u> <u>市広報やホームページ等による効果的な交通安全啓発の推進</u> <u>運転に不安を感じる高齢者に対する支援や運転免許自主返納の促進</u>

令和 6 年度 富山市交通安全推進計画	令和 7 年度 富山市交通安全推進計画（案）
県警察 1 高齢者の交通事故防止対策の推進 2 子供の交通事故防止対策の推進 3 横断歩道におけるルール遵守と安全な交通行動の促進 4 飲酒運転根絶に向けた交通安全教室及び広報啓発活動の推進 5 自転車利用者に対する交通安全教育と指導取締りの強化 6 高校生を重点とした自転車乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 7 特定小型原動機付自転車等の新たなモビリティに関する交通事故防止対策の推進 8 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進 9 交通安全施設整備の推進 10 交通実態の変化等に即した交通規制の推進 11 円滑な外国人の運転免許取得など国際化への対応 12 運転に不安を抱える運転者などに対する安全運転相談の推進 道路管理者 中日本高速道路（株）金沢支社 1 生活道路等における歩行空間の整備 2 迅速な道路情報の提供 3 道路の整備、障害物の除去等道路交通環境の整備 4 道路パトロール活動の実施 5 老朽化した道路施設の点検及び補修の実施 6 標識等の点検整備と視認性の確保 7 料金所や休憩所における各種広報の実施 8 歩車道分離の促進	県警察 <u>1 交通ルールの遵守とマナー向上に向けた取組の推進</u> <u>2 高齢者と子ども</u>の交通事故防止対策の推進 <u>3 飲酒運転根絶に向けた取組</u>の推進 <u>4 自転車利用者に対する交通安全教育と指導取締りの推進</u> <u>5 高校生を重点とした自転車乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底</u> <u>6 小型モビリティに関する交通事故防止対策の推進</u> <u>7 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進</u> <u>8 交通安全施設整備の推進</u> <u>9 交通実態の変化等に即した交通規制の推進</u> <u>10 円滑な外国人の運転免許取得など国際化への対応</u> <u>11 安全運転相談の周知と適切な対応</u> 道路管理者 中日本高速道路（株）金沢支社 1 生活道路等における歩行空間の整備 2 迅速な道路情報の提供 3 道路の整備、障害物の除去等道路交通環境の整備 4 道路パトロール活動の実施 5 老朽化した道路施設の点検及び補修の実施 6 標識等の点検整備と視認性の確保 7 料金所や休憩所における各種広報の実施 8 歩車道分離の促進

令和６年度 富山市交通安全推進計画	令和７年度 富山市交通安全推進計画（案）
教育委員会 幼稚園 認定こども園 保育所 小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 特別支援学校 ＰＴＡ １ 幼児、児童、生徒に対する交通安全教育の徹底 ２ 登下校時における安全指導の充実 ３ 児童・生徒による交通安全活動の推進 ４ 自転車の正しい乗り方指導と整備・点検の実施 ５ 改定「自転車安全利用五則」及び「改正道路交通法」を踏まえたヘルメットの着用の推進 ６ 高校生の運転免許取得に伴う安全指導の実施 ７ 通学路の交通安全の確保に向けた取組の推進 ８ サイクル安全リーダー育成及び活動の推進 交通安全協会 １ 各種交通安全行事及び教室の開催並びに支援 ２ 街頭広報活動の推進 ３ こどもと高齢者の交通事故防止活動の推進 ４ 横断歩行者の安全確保の推進 ５ 二輪車、自転車安全教育の推進 ６ ハンドルキーパー運動の推進 ７ 優良運転者等の賞揚 ８ 各種交通安全大会の開催等 ９ 交通安全啓発資料の作成・配布 １０ 自動車運転の研修・講習指導 １１ 交通公園を活用した交通安全知識・技能習得の推進	教育委員会 幼稚園 認定こども園 保育所 小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 特別支援学校 ＰＴＡ １ 幼児、児童、生徒に対する交通安全教育の徹底 ２ 登下校時における安全指導の充実 ３ 児童・生徒による交通安全活動の推進 ４ 自転車の正しい乗り方指導と整備・点検の実施 ５ 改定「自転車安全利用五則」及び「改正道路交通法」を踏まえたヘルメットの着用の推進 ６ 高校生の運転免許取得に伴う安全指導の実施 ７ 通学路の交通安全の確保に向けた取組の推進 ８ サイクル安全リーダー育成及び活動の推進 交通安全協会 １ 各種交通安全行事及び教室の開催並びに支援 ２ 街頭広報活動の推進 ３ こどもと高齢者の交通事故防止活動の推進 ４ 横断歩行者の安全確保の推進 ５ 二輪車、自転車安全教育の推進 ６ ハンドルキーパー運動の推進 ７ 優良運転者等の賞揚 ８ 各種交通安全大会の開催等 ９ 交通安全啓発資料の作成・配布 １０ 自動車運転の研修・講習指導 １１ 交通公園を活用した交通安全知識・技能習得の推進

令和 6 年度 富山市交通安全推進計画	令和 7 年度 富山市交通安全推進計画（案）
安全運転管理者協会 自動車安全運転センター富山県事務所 - 各事業所での安全運転管理業務の支援 - 全座席シートベルト着用推進運動の促進 - 高齢者にやさしい思いやり運動の推進 - ハンドルキーパー運動の推進 - エコ安全ドライブ運動の推進 - 事業所に対する講習会、研修会等の開催の促進 - 若年ドライバーに対する運転教育の推進 - 運転記録証明書等（ＳＤカード）を活用した交通安全対策の推進 - 安全運転中央研修所を活用しての高度な安全運転知識・技能の習得へのサポート 富山運輸支局 富山労働局 自動車事故対策機構富山支所 - 自動車運送業者等に対する運行、労務、健康管理の指導 - 過積載、過労運転防止対策の推進 - 自動車の点検、整備の励行指導 - 不正改造・整備不良車両、無車検・無保険（無共済）車両、無許可営業車両の指導・取締り - 運転適性診断の実施と個別指導 - 交通労働災害防止対策の推進 - 労働時間管理適正化指導員による個別訪問指導の実施 - 被害者対策の推進 - 自動車・チャイルドシートアセスメント情報の提供 - 交通安全啓発資料の作成・配布	安全運転管理者協会 自動車安全運転センター富山県事務所 - 各事業所での安全運転管理業務の支援 <u>横断歩道における歩行者優先の更なる向上に向けた取組の推進</u> - 全座席シートベルト着用推進運動の促進 - 高齢者にやさしい思いやり運動の推進 - ハンドルキーパー運動の推進 - エコ安全ドライブ運動の推進 - 事業所に対する講習会、研修会等の開催の促進 - 若年ドライバーに対する運転教育の推進 - 運転記録証明書等（ＳＤカード）を活用した交通安全対策の推進 - 安全運転中央研修所を活用しての高度な安全運転知識・技能の習得へのサポート 富山運輸支局 富山労働局 自動車事故対策機構富山支所 - 自動車運送業者等に対する運行、労務、健康管理の指導 - 過積載、過労運転防止対策の推進 - 自動車の点検、整備の励行指導 - 不正改造・整備不良車両、無車検・無保険（無共済）車両、無許可営業車両の指導・取締り - 運転適性診断の実施と個別指導 - 交通労働災害防止対策の推進 - 労働時間管理適正化指導員による個別訪問指導の実施 - 被害者対策の推進 - 自動車・チャイルドシートアセスメント情報の提供 - 交通安全啓発資料の作成・配布

令和 6 年度 富山市交通安全推進計画	令和 7 年度 富山市交通安全推進計画（案）
11 公共交通機関の利用促進 指定自動車教習所協会 「地域の交通安全教育センター」としての活動の推進 - 優良初心運転者の育成 - 高齢者講習等各種法定講習や認知機能検査・運転技能検査の的確な実施 - エコドライブ運転の普及・促進 - 高齢者の運転免許証自主返納に向けた支援 西日本旅客鉄株式会社金沢支社 富山地方鉄道株式会社 あいの風とやま鉄道株式会社 - 社員に対する交通安全の指導教養の徹底 - 踏切安全通行の指導及び講習会等の開催 - 踏切保安設備の点検整備 - 踏切道及び軌道線の交通安全対策の推進 - 駅前等の自転車駐輪対策への協力 - 路面電車と自動車の接触事故防止の推進 トラック協会 バス協会 タクシー協会 - 事業所に対する交通安全運動等の周知徹底 - 運行管理、労務管理の指導 - 過積載・過労運転防止対策の推進 - 指導員によるパトロールの実施 - 交通事故防止に関する各種助成 - 各種研修会の開催	11 公共交通機関の利用促進 指定自動車教習所協会 「地域の交通安全教育センター」としての活動の推進 - 優良初心運転者の育成 - 高齢者講習等各種法定講習や認知機能検査・運転技能検査の的確な実施 - エコドライブ運転の普及・促進 - 高齢者の運転免許証自主返納に向けた支援 西日本旅客鉄株式会社金沢支社 富山地方鉄道株式会社 あいの風とやま鉄道株式会社 - 社員に対する交通安全の指導教養の徹底 - 踏切安全通行の指導及び講習会等の開催 - 踏切保安設備の点検整備 - 踏切道及び軌道線の交通安全対策の推進 - 駅前等の自転車駐輪対策への協力 - 路面電車と自動車の接触事故防止の推進 トラック協会 バス協会 タクシー協会 - 事業所に対する交通安全運動等の周知徹底 - 運行管理、労務管理の指導 - 過積載・過労運転防止対策の推進 - 指導員によるパトロールの実施 - 交通事故防止に関する各種助成 - 各種研修会の開催

令和 6 年度 富山市交通安全推進計画	令和 7 年度 富山市交通安全推進計画（案）
7 無事故無違反チャレンジアクションの実施 8 不正改造防止の呼びかけ 9 優良運転者等の賞揚 10 運転免許証返納者に対する割引制度 11 飲酒運転根絶に向けた取組の強化 富山市交通安全母の会連絡協議会 地域交通安全活動推進委員協議会 富山市交通指導員連絡協議会 富山市老人クラブ連合会 交通安全アドバイザー 社会福祉協議会 交通運輸産業労働組合協議会 1 街頭指導活動の推進 2 高齢者世帯訪問活動の推進 3 各世代対象に応じた交通安全教室の開催 4 幼児及び高齢者交通安全指導者研修会の開催 5 自転車利用者に対する適正な通行方法とヘルメット着用の呼びかけ 6 シートベルト・チャイルドシート着用呼びかけ 7 飲酒・暴走運転追放の呼びかけ 8 違法駐車追放の呼びかけ 9 反射材の普及と利用の促進	7 無事故無違反チャレンジアクションの実施 8 不正改造防止の呼びかけ 9 優良運転者等の賞揚 10 運転免許証返納者に対する割引制度 11 飲酒運転根絶に向けた取組の強化 富山市交通安全母の会連絡協議会 地域交通安全活動推進委員協議会 富山市交通指導員連絡協議会 富山市老人クラブ連合会 交通安全アドバイザー 社会福祉協議会 交通運輸産業労働組合協議会 1 街頭指導活動の推進 2 高齢者世帯訪問活動の推進 3 各世代対象に応じた交通安全教室の開催 4 幼児及び高齢者交通安全指導者研修会の開催 5 <u>全ての</u>自転車利用者に対する適正な通行方法とヘルメット着用の呼びかけ 6 シートベルト・チャイルドシート着用呼びかけ 7 飲酒・暴走運転追放の呼びかけ 8 違法駐車追放の呼びかけ 9 <u>LED 用品</u>・反射材の普及と利用の促進

令和 6 年度 富山市交通安全推進計画	令和 7 年度 富山市交通安全推進計画（案）
自動車会議所 自動車販売店協会 自動車整備振興会 軽自動車協会 日本自動車連盟富山支部 高速道路交通安全協議会 不正改造車両追放連絡協議会 - 事業所に対する交通安全運動等の周知徹底 - 車両の日常、定期点検整備の呼びかけ - 不正改造・整備不良・無車検・無保険（無共済）車両運転防止対策の推進 - 講習会、研修会の開催 - シートベルト・チャイルドシート着用の啓発活動 - 停止表示器材、非常信号灯など安全用具の携行呼びかけ - 運転マナー向上施策の推進 - 安全運転サポート車（サポカー）の普及啓発及び同乗体験会の実施 自家用自動車協会連合会 - 交通事故防止の啓発活動 - 交通事故防止の事業所別講習会・研修会の開催 - 交通事故無料相談を通じた被害者救済・被害者支援・被害者援護活動 - 交通事故相談に関する各種資料の作成・発刊 - 自賠責保険（共済）制度の周知と無保険（共済）車両の監視活動 - 不正改造車・整備不良車両の監視活動と防止呼びかけ 自転車商業協同組合 - 自転車の交通安全教室の開催 「T S マーク」の普及啓発 - 自転車の正しい乗り方及び駐輪方法の指導啓発 - 街頭、学校等における自転車一斉点検の実施	自動車会議所 自動車販売店協会 自動車整備振興会 軽自動車協会 日本自動車連盟富山支部 高速道路交通安全協議会 不正改造車両追放連絡協議会 - 事業所に対する交通安全運動等の周知徹底 - 車両の日常、定期点検整備の呼びかけ - 不正改造・整備不良・無車検・無保険（無共済）車両運転防止対策の推進 - 講習会、研修会の開催 - シートベルト・チャイルドシート着用の啓発活動 - 停止表示器材、非常信号灯など安全用具の携行呼びかけ - 運転マナー向上施策の推進 - 安全運転サポート車（サポカー）の普及啓発及び同乗体験会の実施 自家用自動車協会連合会 - 交通事故防止の啓発活動 - 交通事故防止の事業所別講習会・研修会の開催 - 交通事故無料相談を通じた被害者救済・被害者支援・被害者援護活動 - 交通事故相談に関する各種資料の作成・発刊 - 自賠責保険（共済）制度の周知と無保険（共済）車両の監視活動 - 不正改造車・整備不良車両の監視活動と防止呼びかけ 自転車商業協同組合 - 自転車の交通安全教室の開催 「T S マーク」の普及啓発 - 自転車の正しい乗り方及び駐輪方法の指導啓発 - 街頭、学校等における自転車一斉点検の実施

令和 6 年度 富山市交通安全推進計画	令和 7 年度 富山市交通安全推進計画（案）
商工会議所連合会 商工会連合会 1 飲酒運転防止の呼びかけ 2 看板、自販機等の路上はみ出し防止の指導 3 迷惑駐車防止対策の推進 4 自転車、自動車駐車場の確保と整備 5 交通安全諸行事への協力要請 N H K 富山放送局 北日本放送 富山テレビ チューリップテレビ 富山エフエム 北日本新聞社 富山新聞社 読売新聞社 中日新聞社 1 交通安全行事の積極的な取材と広報 2 迅速な道路情報の提供 3 交通安全行事への支援	商工会議所連合会 商工会連合会 1 飲酒運転防止の呼びかけ 2 看板、自販機等の路上はみ出し防止の指導 3 迷惑駐車防止対策の推進 4 自転車、自動車駐車場の確保と整備 5 交通安全諸行事への協力要請 N H K 富山放送局 北日本放送 富山テレビ チューリップテレビ 富山エフエム 北日本新聞社 富山新聞社 読売新聞社 中日新聞社 1 交通安全行事の積極的な取材と広報 2 迅速な道路情報の提供 3 交通安全行事への支援